



Title	ふるさと納税に関する実証分析
Author(s)	西村, 慶友
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76616
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（西村 慶友）

論文題名 ふるさと納税に関する実証分析

論文内容の要旨

本論文の目的は、ふるさと納税制度について、制度創設の目的を鑑みつつ、自治体・寄付者・受入先自治体の住民について、それぞれ独自に収集した個票データによる実証分析を行い、これらの結果を元に、制度そのものが正しい発展をしているのか、正しい運用がなされているのか、ふるさと納税の受入先自治体の住民は満足しているのか等について検討することである。

分析対象について、①「寄付者（寄付を行う個人）へのアンケート」（第3章）、②「（寄付を受け入れる）自治体へのアンケート」（第2章）、そして③「（寄付を受け入れる自治体の）住民へのアンケート」（第4章）と設定した。ふるさと納税制度について複数の方向から仮説を示し、制度全体の課題を浮き彫りにさせる試みである。

自治体・寄付者・受入先自治体の住民から取得したアンケートデータを個別に分析することの意図としては、それぞれの主体にとってのメリットが異なることが想定されるからである。歳入を増やし住民サービスを充実させたい自治体が、どのような地域的な特性を持ち、どのような寄付の募集を行うことがふるさと納税の実績の増加につながっているのかを調査する。その結果を通じて寄付者のインセンティブ（分析対象②）を明らかにしたい。ふるさと納税の実施により効用を高めたい寄付者（分析対象①）については、個人寄付データの分析を通じて、それが利己的なインセンティブに基づくものなのか、もしくは利他的なインセンティブに基づくものなのかを調査する。寄付者のインセンティブについて、さらに踏み込んだ詳細な結果が得られよう。そして寄付者は同時にふるさと納税を受け入れる自治体の住民（分析対象③）でもある。住民は居住自治体の制度活用による生活の満足度を高めたいと考えていることが想定され、ふるさと納税制度の活用と住民満足度の関係が明らかになる。この分析についてはふるさと納税経験者だけでなく、過去に経験のない個人も分析対象とする。

このようにふるさと納税制度に関わる3つの主体をそれぞれ分析することで、同制度についてより重層的に理解することが可能になる。

各章の概要は以下の通りである。

序章では、本論文の導入部として、まずふるさと納税の流れを確認した。自治体・寄付者（個人）・ふるさと納税受入先自治体の住民の3つの主体を個別に分析する意義についても説明している。

第1章では、ふるさと納税制度の成り立ちや意義から、法制度化に至る流れを時系列で確認した。また、各年度の実績額（金額・件数）を示し、具体的な控除額など制度活用において個人が受けるインセンティブについても触れている。

第2章では、全国の自治体から独自に取得したアンケートデータを元に、ふるさと納税（寄付）における、個人のインセンティブに関する実証分析を行った。全国の自治体を大規模・中規模・小規模と分けて分析を行った結果、寄付者の行動要因として、小規模地域においては、財政的に恵まれない地域に寄付しようという利他的要素はあるが、どの自治体を選択するかの決め手は、返礼品に左右される可能性が高く利己的要素もあること、また、返礼品がない場合には、使途説明など、地域にどのように貢献するのかが明確な自治体に寄付する傾向が見られ、利他的要素があることが明らかになった。

第3章では、ふるさと納税の規定要因について、インターネット調査による個票データを用いて個人のインセンティブに関する実証分析を行った。その結果、年収が高い人、年齢が若い人ほど多額の寄付を行うことや、特典の取得や

税金の軽減を目的としてふるさと納税を行う利己的傾向があることが明らかになった。また、年齢が高い人ほど寄付を行う確率が高まることがわかり、2016年単独で見るときには、若い層が多く寄付を行っているが、2014年～2016年の変化を見ると、幅広い世代が寄付を行うようになってきたという傾向を読み取ることができた。

第4章では、個人を対象としたインターネット調査による個票データを用いてふるさと納税の受入先自治体の住民の満足度について実証分析を試みた。その結果、ふるさと納税の経験者・非経験者で結果が分かれる形になったが、ふるさと納税の使途が地域の課題（ニーズ）とマッチしていることや居住自治体のふるさと納税の使途を知っていることで住民の満足度が高くなること等が明らかになった。

終章では、第2章から第4章までの実証分析の結果から、国及び自治体に対して政策提言を行った。まず、「情報発信の重要性」である。一連の実証分析で得られた結論として、情報発信の重要性が明らかになった。特にふるさと納税の意義についての情報を発信することは国の大きな役割と考えられる。制度を活用する自治体は寄付者及び住民に対して地域の課題の周知と共有、それをふるさと納税で解決することを目的とした使途の設定、そして寄付が集まった後、実際の活用状況も広くあまねく周知していく必要がある。

次に「具体的な使い道の提示による募集」である。ふるさと納税の募集に当たってはクラウドファンディングのような具体的な使い道を示した上で行うことが望ましい。一般的にクラウドファンディングは寄付を募集する際に、案件のストーリー化など返礼品を前面に押し出すプロモーションよりも準備作業に時間を要する。そして、期間限定の募集であることから、コストに対する金額のパフォーマンスがそれほど得られないことが多い。これらの課題を解決するためには、元住民や自治体への旅行者 などに効果的に情報を発信できる仕組み作りなども合わせて整備していく必要がある。

ふるさと納税制度を活用するためには、地方自治体にとっては、新たに発生する事務処理（コスト増）に大きな負担を強いられていることなど、歪みも大きい制度となっている。また、寄付者には利他的な動機も見られるものの、その多くは返礼品を当てとする利己的な動機が目立つ。ゆえに、本制度は、それぞれに、真に価値のある行動を促しているとは言い難い。本制度の成り立ちを考慮すれば、利他的な寄付を集める仕組み作りが求められており、より効率的な形でふるさとへの貢献を意思表示できる仕組みづくりに向けた、ふさわしい制度設計が望まれよう。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (西 村 慶 友)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授 赤井 伸郎
	副 査 教 授 山内 直人
	副 査 教 授 福重 元嗣

論文審査の結果の要旨

本論文は、ふるさと納税制度について、制度創設の目的を鑑みつつ、自治体・寄付者・受入先自治体の住民について、それぞれ独自に収集した個票データによる実証分析を行い、分析結果から、制度そのものが正しい発展をしているのか、正しい運用がなされているのか、ふるさと納税の受入先自治体の住民は満足しているのか等について検討をしている。

序章および第1章では、本論文の導入部として、ふるさと納税制度の成り立ちから法制度化に至る流れ、および、制度活用において個人が受けるインセンティブ構造を説明し、自治体・寄付者（個人）・ふるさと納税受入先自治体の住民の3つの主体から多面的に、その実態を分析する意義を述べている。

第2章では、全国の自治体へのアンケート調査データを用いて、ふるさと納税（寄付）に対する個人のインセンティブに関する実証分析を行っている。その結果、返礼品に頼らない寄付も見られるが、全体において返礼品が寄付の大きな要因となっていること、返礼品がない場合には、地域にどのように貢献するのが明確な自治体に寄付する傾向が見られることを導出している。

第3章では、寄付者個人へのインターネット調査による個票データを用いて、ふるさと納税に対する個人のインセンティブに関する実証分析を行っている。その結果、年収が高い人、年齢が若い人ほど多額の寄付を行うこと、特典の取得や税金の軽減を目的としてふるさと納税を行う傾向があることが導出されている。また、近年は、幅広い世代が寄付を行うようになってきているという傾向を見出している。

第4章では、ふるさと納税の受入先自治体の住民へのインターネット調査による満足度データを用いて、満足度を高める要因についての実証分析を行っている。その結果、ふるさと納税の使途が地域のニーズと合致し、ふるさと納税の使途を伝えられることが、住民の満足度を高めるという結果を導出している。

終章では、第2章から第4章までの実証分析の結果から、地域の課題や、その解決に向けた使途の設定、実際の活用状況を募集・周知することで、真の寄付としてのふるさと納税が行われる可能性を述べている。

以上のとおり、本論文は、ふるさと納税制度を利用する寄付者および、その制度によって地域活性化が期待される自治体の住民についての実証分析を行い、ふるさと納税制度の評価について検討した興味深い研究論文であり、この分野の先行研究を十分消化したうえで、適切かつ高度な計量経済分析によって信頼できる結果を得ており、この分野の研究に新たな知見を加え、重要な学術的貢献をしているものと評価することができる。よって、審査委員会は一致して、この学位申請論文が、博士（国際公共政策）の学位を授与するに十分値するものであると判断する。